

今年のコラム特集

「報告書」には基本目標の調査報告に合わせ、こんなコラムが掲載されています。

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

①「シングルマザーの実態調査を！」

厚生労働省は今年度、全国109カ所で、ひとり親家庭向けにワンストップの相談窓口をつくと報道されています。来年度から始まる子ども・子育て支援新制度でも、個別ニーズに応じた子育て支援の情報提供が予定されている状況です。

ただ、こうした制度は役所に自ら助けを求めることが前提ですが、役所に行くことさえ思いつかない人もいます。

シングルマザーの場合は少ない賃金で生活を切り盛りする事は難しく、仕事を掛け持ちせざるを得ない現状があります。そのために、特に子どもたちの生活面において、子どもに充分目をかける時間や余裕が無くなります。

仕事と育児に追われ、親同士で付き合う時間もない人が多く、周囲の目を気にしてひとり親であることを隠したり助けを求めなかったりすることもあります。孤立しがちであるがゆえに必要な情報も届かないし、行政サービスを利用したくても窓口が閉まっている時間にしか手続きに行けない。非正規など不安定な仕事のため、休むことはできない。

このように、役所に行くことさえままならない状況の人たちは伊丹市内にどのくらいいて、どのような困難を抱え、何を必要としているでしょうか。伊丹市の児童扶養手当受給数は約1,800件あり、大半はシングルマザーですが、ニーズや実態調査は行われていません。次代を担う子どもと女性にきめ細かい対応をするための実態の把握が急がれます。

基本目標Ⅱ 男女が対等に働ける環境づくり

②「保育所に通園している子どもが病気になる時」

保育所に通園している1歳の子どもが、朝ご飯をなかなか食べません。母親は出勤の時間が気になるので急かせたところぐずぐずしています。いつもとは違うと思ひ、額に手を当てたところ、熱があります。父親は先に出勤してしまっているため、残された母親は途方にくれます。やっと見つけた仕事を遅れるわけにはいきません。店長の「やっぱり、小さい子どもがいるとねえ…」という声が聞こえてきます。

皆さんならどうしますか？実家に電話…留守（えーっ！）。その他は？ネットですぐに預かってくれるサイトにアクセス（怖いし）、ファミサポは当日なら利用できないし（役に立たないわ）、「○○ちゃん、ねんねしててね」と子どもを1人寝かせておく（ごめんね）

昨年度、伊丹市では「伊丹市子ども・子育て支援に関する調査」がなされ、上記のように、病気の幼児が1人で放置されていたのは1.3%、少なくとも1年に15人はいたという報告が出ました。伊丹市には病児保育がありません。子どもが家で事故にあうことが事件になる前に、病児保育が整備されることを願います。

基本目標Ⅲ 男女共同参画の理念に立った健康・サービスの充実

③「介護は誰にしてほしいですか？」

高齢者人口の増加とともに、数年後団塊世代が70歳代に突入するに伴い要支援・要介護者数は増加傾向になると言われています。

その時に、誰に介護してほしいですか？自宅であろうと、施設であろうと自分の欲する人に介護してほしいのは、誰しめでしょう。

介護者を見てみると、女性が多く、男性が少ないのです。伊丹市においても同様です。その理由には、自宅での介護の場合は、男性はフルタイムで働いているため、介護を担う職業は賃金が安いため、介護は女性がするべきという固定的性別役割分担意識があるため、などが挙げられます。

このように、男性に介護をしてほしいという場合に、それに応えられる状況に社会はないのです。例えば、妻が夫に介護してほしいというニーズがあったとしても、介護を理由に離職することになり得ます。その場合、生活費はどうするのかなど問題は山積です。行政も介護関係の制度や法律の整備も進めています但職場では上手く活用されていないのが現状です。

いつかは自分が介護する立場になるか介護される立場になるかもしれません。被介護者のニーズは様々です。それぞれのニーズに応えることができる社会を目指したいです。

基本目標Ⅳ あらゆる暴力に対する根絶の取り組み

④「性暴力を考える」

性暴力について以下の内容は正解？間違い？

□若い女性だけがレイプ被害にあう。

□レイプは女性側の挑発的な服装や行動が誘因となる。

□レイプ、性的虐待などは、特定の環境や文化における女性にみられるものである。

□レイプの加害者のほとんどは見知らぬ人である。

□被害者は逃げるつもりがなかったからだ。

内閣府：「レイプ被害によってひきおこされる、心と体の変化」よりすべて間違いで、このような内容をレイプ神話と呼んでいます。子どもも男性も性暴力被害にあいます。もちろん、被害者に落ち度があるのではありませんし、誰でもが被害にあう可能性が

あるのです。レイプの被害を受けると、体や心が固まってしまい声すら出すことができない、殺されるかもしれないと思うこともあり、逃げることさえできないのです。

レイプ神話という社会の偏見により、被害者は周りや支援者から二次被害を受け、自責の念や怒り、悔しさ、後悔などが交錯し、心身ともに大きな影響を受けることとなります。被害者は、自分が悪かったと思うとしまふことや恥ずかしさ、周囲への配慮等によって、被害を届けることを躊躇してしまいやすいのです。

数年前から、各地で性暴力救済支援センターが発足しました。被害者がワンストップで心身のケアから警察、法曹、医療等が一体となって被害者支援を行うものです。兵庫県も発足しました。被害者が減少することはもちろんですが、今、被害にあった時の適切な対応が進められています。

基本目標Ⅴ 男女が共に輝くまちづくり

⑤「職場に男女共同参画リーダーを！」

伊丹市の男女共同参画計画の進捗状況をオンブードはチェックし、担当課である同和・人権推進課は 庁内、職員に啓発していますが、男女共同参画は、担当課だけが頑張っているだけでは進みません。それぞれの課の全ての職員に必要な視点なので、言われてするのではなく自ら気づく事が大事です。

男女共同参画の視点がなぜ、必要なのか。それぞれの課ではなにができるのか。それを考えることにより、より良い市民サービスを提供出来るのではないのでしょうか。

伊丹市には伊丹市男女共同参画推進本部会議があり、庶務担当の課長級からなる幹事会もあります。ですが、いざ施策を考えるとなった時に、本当にその人たちだけが知っているのか？

何をすることも男女共同参画の視点は絶対はずせないはずなので、各課に推進する職員をおかれたらいかでしょうか。そのためにも、各職場に『男女共同参画リーダー』を置く必要があると考えます。

基本目標Ⅵ 計画の総合的な推進

⑥「男性職員の育児休業」

「男性は仕事、女性は家事と育児」という性別役割分業が顕著に表れるのが男女の育児休業取得率です。厚生労働省の「平成23年度雇用均等基本調査」による育児休業取得率は微増傾向で、平成22年、23年、24年の推移は、女性83.7、84.3、87.8に対し、男性は1.38、1.34、2.68です。平成24年は23年の倍になっている！といってもたかだか2%です。

伊丹市では、昨年度市職員向けの広報紙にわかりやすく掲載するなどの工夫がされ、伊丹市男性職員の育休取得人数（市長部局の他、教育委員会やその他外郭団体の職員も含む）平成23年度 11.1%（取得者5人/45人中）、24年度 3.7%（2人/54人中）、25年度 8.9%（5人/56人中）24年度から25年度にはもち直しています。しかし、低いです。取りたくない（男性たるもの育児休業なんてしない）、取りたくても取れない（職場に迷惑がかかったら…、給料が出ないのでは…、降格されたら…）など本当の理由はどこにあるのでしょうか。

育児を行ってみることで、忍耐力は確実に着きますし、育児期にある親の立場やニーズが理解しやすくなり、世の中の見え方が変わってきます。つまり、ワークライフバランスです。伊丹市としては、職員が男女とも育児休業を取得することで市の利益に跳ね返ることを理解し、男女共同参画社会を目指すために、男女とも育児休業を取りたい職員が取れるためのナイスな取り組みが期待されます。

女性のための相談窓口

伊丹市立女性・児童センター(火曜・祝日休館) TEL072-772-7248

◆女性のためのなやみ相談【面接または電話】

- ・面接相談(要予約)＝第1、2、3、5木曜と第4日曜 10時～12時

- ・電話相談(予約不要)＝第1、2、3、5木曜と第4日曜 13時～16時30分

相談専用電話は072-744-0141です

◆女性のための法律相談【面接】要予約

- ・第4木曜 13時～16時（土曜日実施月あり）

◆女性のためのカウンセリング【面接】要予約

- ・第1・3水曜 14時半～19時半、第2・4金曜 11時～13時と 14時～18時

◆セクハラ相談【面接】要予約

- ・第4金曜 18時～19時

◆女性のためのチャレンジ相談【面接】要予約・一時保育あり

- ・第4月曜 10時～12時と 13時～15時

◆情報相談【面接または電話】

伊丹市男女共同参画施策

市民オンブード報告（要約版）

（平成25(2013)年度事業内容）

こうなっている 伊丹の男女共同参画

伊丹市長の委嘱により、本市の男女共同参画計画の進捗状況について

チェックする、伊丹市男女共同参画施策市民オンブードの平成25(2013)年度事業内容に対する報告書がまとまり、このほど市長に提出されました。

このリーフレットは、「報告書」の要約版です。「報告書」では、3人の市民オンブードが、各課から提出された資料や直接の聴き取りに基づいて、伊丹市の男女共同参画計画の進捗状況等を、市民の立場から独自に調査し、意見を表明しています。

今年度は、「基本目標Ⅱ：男女が対等に働ける環境づくり」を中心に調査が行なわれました。報告書には、ヒヤリングの様子をわかりやすく伝えるため16項目のQ&A方式で紹介しています。また、基本目標ごとの「♪GO ODな点♪」「あと一歩欲しいところ」の両面から各基本目標毎に調査報告が書かれています。この要約版では、Q&Aの一部と各基本目標の調査に合わせて掲載されたコラムを中心にご紹介しています。

この要約版が市民・職員はじめ多くの皆さんに活用されることを期待し、各方面より忌憚のないご意見をいただきながら、本市の一層効果的な男女共同参画の推進に努めます。

＊なお、「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード報告」の全文は、伊丹市ホームページからご覧いただけます。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブードとは？

「オンブード」とはオンブズマンという意味のノルウェー語で中性名詞です。

伊丹市の「男女共同参画計画」の進捗状況を市民の立場から調査し意見を述べるとともに、市民のみなさんとの意見交換や情報収集を行い、調査結果を報告書にまとめ、市長に提出します。平成9年から続いている、全国でもめずらしい制度です。



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク（内閣府）

【問い合わせ】

伊丹市市民自治部共生推進室

同和・人権推進課（男女共同参画担当）

TEL：072-784-8146 FAX:072-780-3519

itami

平成26年度伊丹市男女共同参画施策市民オンブードヒヤリングQ&A

Q1 伊丹市の女性・児童センターは、何を大事にしていますか？

Q2 伊丹市は、DVを撲滅するための啓発をどのようにしていますか？

Q3 児童くらぶはなぜ3年生まで、そして17時までなのですか？子どもが小学校になると親（特に母親）は仕事を変わらなければなりません。

Q4 女性が働くにあたって、伊丹市では子どもが安全で楽しく過ごせる環境になっていますか？（幼稚園預かり保育、保育所、病児保育）

Q5 親が生活を優先せざるをえない場合、子どもが不登校や引きこもりになりやすいといわれています。このような子どものケアや支援をどのようにされていますか？

Q6 働いている親は平日に行われている体験入学および学校説明会に行く事が困難な状況にあります。土日の開催はなぜできないのでしょうか？

Q7 女性の健康のなかでも、産後うつに対してどのように対応されていますか？

Q8 乳幼児健診時間を働いている親や子どもにとって適切な時間に変更することはできないのでしょうか？

Q9 まちづくり条例、市民委員の募集にどのような工夫をされたのでしょうか？

Q10 女性消防団員の募集の状況はいかがですか？

Q11 防災における男女共同参画の視点について、どのような取り組みを行っていますか？

Q12 市職員が率先してワーク・ライフ・バランスを実施していますか？

Q13 伊丹市の男女共同参画計画で、どのようなところに力を入れていますか？

Q14 男女共同参画関連の図書を有効活用できていますでしょうか？

Q15 女性が担うことの多い介護に対するの取り組みはどのようにされていますか？

Q16 介護やヘルパーの仕事でのセクハラへの対応はどのようにしていますか？

16項目のヒアリングのうち、5つを紹介します。

（以下のQ&Aのうち、Q部分は市民オンブードからの質問とその質問に至った背景、「A：」は各課ヒヤリング回答から市民オンブードが要約（一部は各課事業報告書から抜粋）したもの、「オンブード：」は市民オンブードからの意見を記載しています。）

Q1 伊丹市の女性・児童センターは、何を大事にしていますか？

伊丹市では、伊丹市総合計画（第5次）において『伊丹市立女性・児童センター』が男女共同参画の拠点施設として位置づけられました。多くの市民と共に女性の問題を考え、男女平等を進めるための施設であって欲しいと思います。

A：【女性・児童センター】は、指定管理の目標が達成できるように努力しています。

近隣のより多くの人、子育て中の親に知ってもらい利用してもらえるよう利用者の拡大に向けて、努力しています。特に講座時の保育は現在1歳半からですが、産休・育休の方にも利用してもらえるよう、1歳からの利用を検討していきます。また専門書等の蔵書リストを作り、ことば蔵に蔵書リストをおくなど連携を進めて行く予定にしています。

オンブード：単に事業数（講座など）やその参加者数を増やせばいいのではなく、なぜこの施設で事業をするのか、男女共同参画の拠点で行う意味を指定管理者は理解する必要があります。利用者に対して、男女共同参画や女性の問題をどの様に啓発していけば効果的か検討する必要があります。

Q2 伊丹市は、DVを撲滅するための啓発をどのようにしていますか？

伊丹市におけるDV相談室の相談件数は、H25年度593件でした。啓発事業を行うと、そこで知ったと新たな相談が増えるという現象があることから、情報がまだ届いていない方々にDVの相談場所等を届ける啓発方法を開拓する必要があります。そこで、伊丹市が市民にむけてDVの啓発をどのように行われているのかを聞きました。

A：（市民に対して）

・DV防止パネル展を実施（本庁、市内公共施設等にて）【**同和・人権推進課**】

・パープルリボンツリーキャンペーン実施（市民にパープルリボンをつリーにつけてもらう活動）【**同和・人権推進課**】**【図書館】**

・成人式にてデートDVのパンフレットを配布【**同和・人権推進課**】

・伊丹病院の女性用トイレの個室にDV相談カードを設置し、継続しています。【**伊丹病院（職員・教職員に対して）**】

・H26年度課長級研修にてDV研修を実施『DV被害者の安全と安心のために』をテーマに、職員の認識のあり方について学び理解を深めました。【**同和・人権推進課**】

・教員へのDV研修は、今まで行っておりませんが、児童生徒がDVで転校するケースもあるため、各校の人権研修等において行っている学校もあります。【**総合教育センター**】

（**学校・教育の場では**）

・市内の小学校3年生全児童に対して、CAP（Child Assault Prevention＝子どもへの暴力防止プログラム）を実施、継続して取り組んでいます。【**保健体育課**】

・全小中学校に配布される人権リーフレットに、デートDVのチェックリストと相談先を掲載。【**同和・人権推進課**】

オンブード：教職員の日頃からの意識があると、問題を抱えている家庭や子どもの様子を見て異変をくみとり、男女共同参画の視点や自尊心を意識した関わりができると思います。

教職員向けの研修の中で、男女共同参画の視点やDVについて意識づけができる研修を、どこかに入れていただきたいと思います。

Q3 児童くらぶはなぜ3年生まで、そして17時までなのですか？子どもが小学校になると親（特に母親）は仕事を変わらなければなりません。

就学前までと就学してからというのは、3月31日までは保育園で4月1日からは児童くらぶに通うことになります。1日しか変わらないことですが終了時間は原則、保育園では19時までなのに児童くらぶでは17時までです。児童くらぶでも18時までの延長がありますが、希望する児童5名以上の利用者がいなければ延長ができません。延長できない子どもは二重保育か、たったひとりで家にいなければならない状況ですが、利用時間延長など今後どのように取り組まれていきますか？

A：児童くらぶは現状では3年生までですが、対象をH27年 4年生、H28年 5年生、H29年 6年生と、順次学年拡大を検討中です。これについては、子ども子育て支援計画に基づき H27年度からの施行に向けて、条例の制定および改正予定です。長期休暇中の開始時間については、現状8：30から8：15開所へのくり上げについて労使交渉中です。しかし、終了時間は18：00までの延長が現状で19：00まで延長する予定はありません。【**家庭教育課**】

オンブード：児童くらぶの延長は、現在の方法では希望者（申請者）の人数に達しないと、次の年は出来るとは限らないです。働く親は、毎年翻弄されることとなります。『声の多い方からする』という考え方だけではなく、働いている保護者がどれほど困っているのかを考え、要望を待っているだけでなく、担当課が『こういうことが問題』と挙げることができる姿勢が必要です（平成25年度報告書「はじめに」参照）。近隣の自治体の動きについても参考にし、伊丹市が遅れをとらないようにしてほしいものです。

Q11 防災における男女共同参画の視点について、どのような取り組みを行っていますか？

阪神淡路大震災時にも女性に対して不具合なことや暴力があるなど、記録に残されています。東日本大震災では、阪神淡路大震災時の教訓をもとに、さまざまな取り組みをしましたが、それでも十分とは言えない状況でした。このことを踏まえて、平成24年6月災害対策基本法が男女共同参画の視点を入れた改正がなされました。

その後、平成25年5月に内閣府男女共同参画局から「男女共同参画の視点からの防災・復興の



取組指針」が出されました。その中には、「防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、地方防災会議における女性委員の割合を高めること。その際、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者、男女共同参画に関する活動を行っている民間団体等から委員を登用したり、日頃から男女共同参画に取り組んでいる女性についてこれらの団体に推薦を求めるなどの工夫が考えられる。また、女性が就くことの多い保健師、助産師、看護師、保育士等といった災害対応に深く関わる専門的職業に従事する女性を登用すること、都道府県知事等が庁内の職員から委員を任命する際に女性を積極的に登用することなども考えられる。市町村防災会議については、都道府県防災会議の例に準じて、女性委員の割合を高めること。」と書かれています。また、その他にも具体的な取り組みが記載されています。

このことから、伊丹市において【**危機管理室**】に「防災に女性の視点を入れる」ことについて具体的な取り組み事例をお聞きしました。

A：平成26年に地域防災計画を修正し、避難所に関して夜間照明、避難者カードに避難者要望記載欄を追加、暴力を見過ごさない取り組みをしています。しかしながら、女性特有の月経や性に関する問題、DV等で所在を隠している方々への対応には十分でなく、さらに避難所運営マニュアルは避難所運営を行うのは市の職員であるため自治会や市民には渡さないことにしています。避難所には女性の市職員が必ず1名が担当することにしています。

また、防災会議の女性の割合が40名中4名（10%）といった低率の状況が続いている理由は、充て職で、役職を重視して決まるため困難です。

オンブード：災害対策基本法や男女共同参画局の指針を熟知し、他の自治体を参考にして、女性消防団員や看護師・助産師など防災会議に委員として女性を入れる（女性登用目標40%）工夫や努力をしてほしいものです。今年度、伊丹市も水害を経験しました。昨年から一部の地域で、避難所HUGゲームを行い、避難所運営に対して地域の方も共通認識できるように心がけている現状を推進し、災害時に男女共同参画の視点を入れた「自助」「共助」「公助」を努力して進めていく必要があります。

Q15 女性が担うことの多い介護に対するの取り組みはどのようにされていますか？

要介護者が増えていく社会において、「介護は女性が担うもの」という考えがまだあります。女性への負担を軽減するため、両性が介護を担う社会にするための事業をお聞きしました。

A：【社会福祉協議会】では、定年後の方がかかわりやすい切り口でボランティアの講座を実施し、男性の生きがいにもなっていると考えています。

【**地域・高年福祉課**】では、介護度を少なくする、又は状態の維持、進行させない、自立させるような予防事業をしています。しかし、介護保険法では軽くなると介護報酬が少なくなる（事業所の収入が減る）仕組みになっているので、なかなか進めにくいです。【**介護保険課**】岡山市で成功報酬を介護報酬に反映させるモデル特区事業を始めたと聞いています。【**地域・高年福祉課**】男性のヘルパーの場合、女性のトイレに入る時や下着を買いに行く時に誤解される事もあるため、「介護マーク」（静岡発祥）の検討をしています。

オンブード：介護保険制度が介護度の軽減を阻んでいることに問題を持ちながら対応していると思われます。家で介護をする人として、女性が拘束されてしまうことが多いため、ケアマネジャーには、それが当たり前として対応することなく、男女共同参画の視点を持って（女性の立場を理解し）介護者や被介護者の問題点を見抜き、どう解決していくのかを考えてほしいです。

同性介護を行う上で、男性職員の不足が問題だと思います。男性職員が増えるための対策を様々な例を参考に、考えていただきたいと思います。

<p>一人で悩んでいませんか？配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力＝DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。</p> <p>伊丹市DV相談室（伊丹市配偶者暴力相談支援センター）</p> <p>TEL 072-780-4327（専門の相談員が対応。秘密厳守。）</p> <p>・面接または電話相談。平日（随時）9時～17時半</p> <p>・なお、緊急時には迷わず110番を</p>
